

様式第 2 号(第 7 条関係)

会 議 結 果 報 告 書

令和 6 年 10 月 7 日

会 議 の 名 称	令和 6 年度舞鶴市子ども・若者支援会議 第 1 回幼保未来推進部会	
種 別	☒ 附 属 機 関 ☐ 懇 話 会 等	
開 催 日 時	令和 6 年 10 月 2 日（水） 15 時 00 分 ～ 16 時 20 分	
開 催 場 所	舞鶴市役所 大会議室（別館 6 階）	
出 席 者	別添、委員名簿のとおり	
議 題	1 協議事項 ①令和 7 年度認定こども園の定員変更について ②認定こども園への移行について（中保育所） ③認定こども園への移行について（私立幼稚園） ④小規模保育施設の設置に係る本市の考え方について ⑤「こども誰でも通園制度」の本市の対応について 2 その他	
公 開 の 区 分	☒ 公 開	
	☐ 部分公開	[理由]
傍 聴 者 数	1 名	
審 議 結 果 及 主 な 意 見 等	別添議事録のとおり	
会議録の作成様式	☐ 詳 細 ☒ 要 約	
備 考		

担 当 課	舞鶴市健康・こども部 こどもまんなか室 乳幼児教育推進課 TEL （ 0 7 7 3 ） 6 6 - 1 0 0 9
-------	---

令和 6 年度舞鶴市子ども・若者支援会議 第1回幼保未来推進部会
議事録(概要)

日時:令和 6 年 10 月 2 日(水)

午後 3 時～午後 4 時 20分

場所:舞鶴市役所 大会議室(別館 6 階)

1.出欠状況

委 員 :全員出席(6名)
事務局 :舞鶴市健康・こども部(乳幼児教育推進課) 10名
傍聴者 :1 名

2.次第

(1)開会

(2)報告

①舞鶴市の子どもを取り巻く環境について

(3)議事

- ①令和7年度 認定こども園の定員変更について
- ②認定こども園への移行について(中保育所)
- ③認定こども園への移行について(私立幼稚園)
- ④小規模保育施設の設置に係る本市の考え方について
- ⑤「こども誰でも通園制度」の本市の対応について

(4)その他

- ①認定こども園への移行について(うみべのもり保育所)
- ②令和6年度第2回子ども・若者支援会議について

(5)閉会

3. 議事の内容

- ①令和7年度 認定こども園の定員変更について
- ②認定こども園への移行について(中保育所)
- ③認定こども園への移行について(私立幼稚園)
- ・上記①～③について、事務局から一括説明。
- (各委員からの意見等)

■仲川委員

○定員の変更については、舞鶴市全体のバランスの中で、調整があるのか。

⇒事務局: 各園の定員変更の意向を取りまとめた上で、需要に対し供給量が不足することのない定員計画となっているかを確認している。また、事前に舞鶴市民間保育園連盟等に説明し、了解を得ている。

○保育所等が定員を減らすメリットはあるのか。

⇒楠委員： 見込まれる園児数に対して、適切な数の職員と、適切な規模の施設を整える必要がある。適切にその園児数を見込まなければならない。実は、定員を減らしても、デメリットはない。

■楠委員

○認定こども園の利用定員の変更について

- ・ 認定こども園の利用定員について、年単位で、子どもの数が変動する。定員変更については、きめ細かく、担当課で様子を見ていただいて、柔軟に対応していただくよう要望する。

(結果)

委員からの異議なく、承認。

④小規模保育施設の設置に係る本市の考え方について

事務局から説明。

(各委員からの意見等)

■西川委員

○小規模保育施設を設置したいとの要望はあがっているのか。

⇒事務局： 現在、相談を受けている。

○定員の変更などにより、保育を希望する全ての子どもを受けることが可能になるので、設置しないということでもいいか？

⇒事務局： そのとおりです。

(結果)

委員からの異議なく、承認。

⑤「こども誰でも通園制度」の本市の対応について

事務局から説明。

(各委員からの意見等)

■弓下委員

○「保育所等の多機能化の大きな柱」とあるが、どういうことか。

⇒事務局： 人口減少に伴い、保育所を利用する子どもも減少していくことが予測され、また子どもの減少により必要保育士数が減り、現在雇用している保育士が余剰となることが考えられる。そうした際、その職員を活かすため、誰もが利用できる制度を実施することで、職員を解雇することなく、現体制を維持できるほか、その分の給付を市から受けることができる。

○「乳児等のための支援給付」とはどういう認定なのか。

⇒事務局： 令和8年度から新たに創設される給付認定となるが、現在、国から詳細が示されていないため、この資料以上のことは説明できない。

■仲川委員

○令和6年度、令和7年度、令和8年度それぞれの財源措置はどうか。

⇒事務局： 令和6年度については、国が試行的実施対象自治体と決定した場合は、その費用にかかる補助金がある。令和7年度は、子ども・子育て支援事業として、補助金が交付される。令和8年度は、法律上の制度として、国からの給付がある。

○就学前児童のうち、現在就園していない28%の子どもが対象になると思う。

その子たちが、保育所等を使うことで、保育所等としても新しい事業となる。また、小学校に入る前に集団による教育・保育を経験されるほうが、市として望ましいと考え、お互い(市と園)にとって、すごくいい制度という理解でいいか。

⇒事務局： 必要以上に保育士を雇用する園においては、この事業を実施し、給付を受けていただきたい。市としても、家の中だけでなく、外にでる機会(場所)をつくることで、保護者は保育士の話を聞いて学んでもらう機会になるほか、子どももいろいろな遊びや友だちとの関わりを経験し、子どもの成長につながると考える。

■西川委員

○保育所や認定こども園としては、それはいいことなのか。保育士が足りないのでは。

⇒楠委員： 事業を実施するために、保育士を雇用したものの、利用する子どもがいなかった場合でも、給付をいただけるのかが分からない。給付がない場合、実施しますと言いつらい。市内でも、地域によって利用ニーズが異なると思う。

■楠委員

○民間がやりますとは言いにくい。東・中・西に公立施設があるため、そこで令和7年度に試験的にやってみて、ニーズを把握してもらうスケジュールはどうか。市民向けにも制度の周知につながると思う。その結果は、令和7年度に、民間施設が実施の有無を検討する材料になると思う。令和8年度の制度開始の際、公立施設から実施していくのでもよい。

⇒事務局： 本格実施は令和8年度とさせていただきたい。その際、どの施設から実施していくのかは、今後検討していく。令和7年度については、この制度とは違った形でもニーズ把握をできるよう検討したい。

○そのニーズ把握について、実際に施設を使って行われる場合には、公立施設で行っていただき、適切なニーズ把握をお願いしたい。

(結果)

委員からの異議なく、承認。ただし、令和8年度からの本格実施に先立ち、令和7年度に、公立施設において、適切なニーズ把握を行うよう要望する。

以 上